

夏の海水浴場駐車場
割引制度

未就学児のいる市民の方々を対象に駐車場の割引制度があります。

対象 市に住民登録のある未就学児（平成22年4月2日以降生まれ）がいる世帯

割引内容 市と夏期海岸対策協議会が運営する駐車場の料金が500円引きになります（民間の駐車場は対象外です。）

利用方法 白色の、「子ども医療費受給者証（乳幼児用）」を料金所で提示してください（子どもが同乗しているときのみ割引が適用されます。）

利用できる施設 白浜中央海水浴場、白浜大浜海水浴場、吉佐美大浜海水浴場、多々戸浜海水浴場、入田浜海水浴場、田牛海水浴場、外浦海水浴場、グリーンエリア、舞磯浜海水浴場

※昨年度までは優待券を発行していましたが、今年からは白色の、**子ども医療費受給者証（乳幼児用）**を提示

することでのご承ください。

※対象の方で、白色の、「子ども医療費受給者証（乳

幼児用」）をお持ちでない方は左記までお問い合わせください。

問合せ先

福祉事務所社会福祉係

（窓口⑥）☎22216

成29年1月～2月を予定しています。

○水道ひとつくちメモ

計量法により、水道用流量水器（メータ）の検定期間（使用期間）は8年と定められ、定品に交換しなければなりません。

期限切れになると水道用流量水器の交換をします

上下水道課では、平成28年度中に検定期間切れとなる水道用流量水器（メータ）口径

φ13mm、約1,525個の交換業務を、7月4日から平成29年1月20日の期間にて行います。

つきましては、下田市指定水道工事人（水道工事店）が該当するお宅を訪問し、水道用流量水器の交換をします。

作業中は、何かとご不便、ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いいたします。

なお、量水器より宅内側にあるバルブ等の修繕・取替につきましては、個人が依頼する別途工事となりますので自費となります。また、量水器は無償の貸与品となつておりますので、大切に管理をお願いいたします。

◎市税等のコンビニ納付について

市税等がコンビニで納められるようになりました

適正な計量を行うために、検定期間が定められ、交換するものです。

上下水道課工務係

☎1200

変更となりました）での窓口納付や口座振替でも納めることができますので、ご都合のよい納付方法をお選びください。

◎納付できる税目

市県民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

◎納付にあたってのご注意

コンビニ納付の開始に伴い、納付書の様式が変わりました。

これまで納税通知書と納付書がつづられていましたが、納付書は期別ごと（つづらてしない状態）1枚ずつの単票となり、バーコードが印刷されています。納付の際は、記載されている期別や納定期限をお確かめの上、お支払ください。

◎コンビニ納付について

このままでは納付通知書と納付書がつづられていましたが、納付書は期別ごと（つづらてしない状態）1枚ずつの単票となり、バーコードが印刷されています。納付の際は、記載されている期別や納定期限をお確かめの上、お支払ください。

◎コンビニで納付できない納付書

納付書1枚の金額が30万円を超えているもの

・バーコードが印刷されてい

ないもの
・コンビニでの利用期限を過ぎたもの
・破損や汚れにより、バーコードが読み取れないもの
・平成28年4月1日以前に発行されたもの

※このような納付書はコンビニでは納付できませんので、

納付書の裏面に記載してあります取扱金融機関等で納付してください。

・平成28年4月1日以前に発

行されたもの

・コンビニでの利用期限を過ぎたもの

・破損や汚れにより、バーコードが読み取れないもの

・平成28年4月1日以前に発

行されたもの

・コンビニでの利用期限を過ぎたもの

・破損や汚れにより、バーコードが読み取れないもの